

高知県公報

発行 高知県 高知市丸ノ内一丁目2番20号
発行日 毎週2回 (火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○県統計調査の実施（2件）（統計課）	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示（治山林道課）	1
○道路の区域変更（3件）（道路課）	2
高知県人事委員会規則 ◎特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	2
高知県人事委員会告示 ◎給料表別級別職務区分表の一部改正	3

告 示

高知県告示第521号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成28年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
県民消費動向調査（個人消費動向調査）
- 2 調査の目的
高知県の消費者の買い物行動や消費者意識、インターネットの利用状況などを調査し、高知県における商業振興に係る政策立案のための基礎資料を得るため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
人
 - (3) 属性
県内居住者
- 4 報告をを求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告をを求める事項
 - ア 住所（市町村）
 - イ 年代
 - ウ 性別
 - エ 家族構成
 - オ 最近5年間の買い物先の変化

- カ インターネットの利用状況
- キ 移動販売による買い物の状況
- ク 商品別買い物先調査（商品群別の買い物先）
- ケ 通信販売の利用状況及び利用内容
- コ 買い物時の交通手段
- サ 地元商店街を訪れる頻度、所要時間及び目的
- シ 地産地消
 - (2) その基準となる期日
回答日現在
- 5 報告をを求める者
 - (1) 数
10,000人
 - (2) 選定方法
県内の商工会・商工会議所の会員名簿から無作為に抽出する。
- 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査組織
県が民間業者を経由して報告を求める。
 - (2) 調査方法
郵送調査
- 7 報告を求める期間
平成28年10月3日から平成29年1月31日まで

高知県告示第522号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例（平成21年高知県条例第7号）第3条の規定により告示する。

平成28年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 調査の名称
県民消費動向調査（県内企業動向調査）
- 2 調査の目的
高知県の消費者の買い物行動や消費者意識、インターネットの利用状況などを調査し、高知県における商業振興に係る政策立案のための基礎資料を得るため。
- 3 調査対象の範囲
 - (1) 地域
県内全域
 - (2) 単位
事業者
 - (3) 属性
県内の小売業者、卸売業者、運輸業者及び倉庫業者
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告をを求める事項
 - ア 回答者属性
 - イ 来店客数の動向
 - ウ 客単価の動向

- エ 商品分野別の動向
- オ 地域別の動向
 - (2) その基準となる期日
回答日現在
- 5 報告をを求める者
 - (1) 数
約140事業者
 - (2) 選定方法
 - ア 県内で小売業を営む事業者のうち、各旧商圏（平成22年度県民消費動向調査における安芸商圏、香美商圏、高知商圏（狭義）、土佐商圏、高吾北商圏、須崎商圏、窪川商圏、中村商圏及び宿毛商圏をいう。ただし、東洋町は安芸商圏とし、旧西土佐村は中村商圏とする。）における売上上位5者（狭義の高知商圏においては上位20者）とする。
 - イ 県内で卸売業を営む事業者のうち、各旧商圏における売上上位5者（狭義の高知商圏においては上位10者）とする。
 - ウ 県内で運送業又は倉庫業を営む事業者のうち、各旧商圏における売上上位5者（狭義の高知商圏においては上位10者）とする。
- 6 報告を求めるために用いる方法
 - (1) 調査組織
県が民間業者を経由して報告を求める。
 - (2) 調査方法
調査員調査
- 7 報告を求める期間
平成28年10月3日から平成29年1月31日まで

高知県告示第523号

平成28年7月農林水産省告示第1488号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

平成28年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 所在不明の森林所有者
 - (1)ア 登記簿記載の住所
高岡郡樽原村越知面東分2924番地
イ 氏名
川上 柳太郎
 - (2)ア 登記簿記載の住所
高岡郡樽原村越知面東分2704番地
イ 氏名
川上 徳有

(3)ア 登記簿記載の住所
高岡郡樺原村越知面東分2924番地

イ 氏名
川上 福則

(4)ア 登記簿記載の住所
高岡郡樺原村越知面9番屋敷

イ 氏名
川上 為作

(5)ア 登記簿記載の住所
幡多郡十和村地吉308番地

イ 氏名
宮脇 宏

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（重要流域（平成12年2月農林水産省告示第283号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。

平成11年12月農林水産省告示第1561号

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第524号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年9月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
吾川郡仁淀川町大植字亀石3151番1から吾川郡仁淀川町大植字野地ヶ平3161番1まで	前	26.7 82.7	85
	後	16.1 46.0	85

高知県告示第525号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年9月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 国道
- 2 路線名 439号
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町芳生野字鳥居ノ前丙4960番1から高岡郡津野町芳生野字鳥居ノ久保乙647番4まで	前	4.5 13.6	128
		A	
高岡郡津野町芳生野字鳥居ノ前丙4960番2から高岡郡津野町芳生野字鳥居ノ久保乙647番1まで	前	10.6 35.0	154
		B	
高岡郡津野町芳生野字鳥居ノ前丙4960番2から高岡郡津野町芳生野字鳥居ノ久保乙647番1まで	後	10.6 35.0	154

高知県告示第526号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、平成28年9月27日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成28年9月27日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中土佐佐賀
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡中土佐町久礼字二ツ石6782番2から高岡郡中土佐町久礼字二ツ石6782番7まで	前	9.8 12.8	50
高岡郡中土佐町久礼字二ツ石6782番2から高岡郡中土佐町久礼字二ツ石6782番7まで	後	9.8 12.8	50
高岡郡中土佐町久礼字二ツ石6782番2から高岡郡中土佐町久礼字新湊8645番1まで	後	8.0 27.7	350

人事委員会規則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年9月27日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

高知県人事委員会規則第32号

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（昭和45年高知県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

高岡郡四万十町十川25-5	窪川警察署十川駐在所	2級
---------------	------------	----

高岡郡四万十町十川25-5	窪川警察署十川駐在所	2級
---------------	------------	----

幡多郡大月町古満目330-3	水産試験場古満目 分場	1級
----------------	----------------	----

に改める。

附 則

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第9号

給料表別級別職務区分表（昭和32年11月高知県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正し、平成28年10月1日から施行する。

平成28年9月27日

高知県人事委員会委員長 秋元 厚志

別表第6の3級の項中

「試験研究機関の課長」

を

「試験研究機関の課長

分場長」

に改める。